

予算以外にこの公施設法人が得る手段全体を記述する文書が、予算に添付される。前年の決算は、毎年、この公施設法人によって、その評議会の承認に基づき公表される。

各ユニテ（教育研究単位（*unité*）：1968年以降学部（*faculté*）に代わって用いられる）、学校、学院、及び共同機関は、それが属する公施設法人の予算に統合される固有の予算を処分する。この予算は、公施設法人の管理評議会によって承認される。

この予算が教育研究単位の評議会によって採択されない場合、もしくは、実質的な均衡予算でない場合、管理評議会は、この予算を停止することができる。

借入、出資分担の実施、子会社の創設に関する管理評議会の議決は、所轄大臣、経済財務大臣、及び予算に責任を持つ大臣の承認を要する。

3-5. 予算案の作成、査定、執行の状況について

3-5-1. 予算案の作成

フランスの大学における予算案の作成について、高等教育機関の予算と財政制度に関する政令（1994年1月14日政令第39号）によれば、次の通りである。

まず、学長（*le président*）が管理評議会（*conseil d'administration*）の定めた優先度にしたがって予算案（*projet de budget*）を作成する。この予算案の作成に当たっては、大学の各機関（ユニテ（学部）や附属学校、附属研究所等）は業務計画とその計画に必要な費用の計画について作成をすることとなっている。

Article 17 - Le budget est élaboré sous l'autorité de l'ordonnateur principal conformément aux grandes priorités et aux principales données déterminées par le conseil d'administration de l'établissement.

Chaque composante et service commun visé à l'article 3 du présent décret élabore une prévision d'activité, détermine les moyens nécessaires à sa réalisation et établit ses prévisions de recettes.

次に、管理評議会では、学長の作成した予算案について審議し決定する。なお、研究に関する予算についてあらかじめ研究評議会（*conseil scientifique*）の意見を聴くものとされている。

Article 18 - Le conseil d'administration de l'établissement délibère sur les prévisions d'activité des composantes et services visés à l'article 3 du présent décret. Il arrête l'équilibre financier et les grandes catégories de recettes et de dépenses du projet de budget de l'établissement.

Les prévisions, lorsqu'elles concernent la recherche, sont soumises pour avis au conseil scientifique.

学長は、管理評議会の決定した予算を補完するための運営予算案（*projet de budget de gestion*）を作成する。この運営予算案の作成に当たっては、大学の各機関（ユニテ（学部）や附属学校、附属研究所等）においても運営予算案を作成をすることとなっている。

Article 19 - L'ordonnateur principal élabore le projet de budget de l'établissement complété par son projet de budget de gestion.

Dans ce cadre, chaque composante ou service mentionné à l'article 3 du présent décret élabore son projet de budget complété par son projet de budget de gestion.

作成された予算案は、管理評議会決定の15日以内に大学区総長（*recteur d'academie*）に対して提出される。（大学区総長は、国民教育省の地方機関である。）

Article 20 - Le projet de budget, complété par le projet de budget de gestion, est communiqué au

recteur d'académie, chancelier, ou, pour les établissements qui lui sont directement rattachés, au ministre chargé de l'enseignement supérieur, quinze jours au moins avant sa présentation au conseil d'administration de l'établissement.

Lorsque le projet de budget n'est pas communiqué dans ce délai, le recteur d'académie, chancelier, ou, pour les établissements qui lui sont directement rattachés, le ministre chargé de l'enseignement supérieur, peut décider, lors de la séance du conseil d'administration, que le budget sera soumis à son approbation.

3-5-2. 国民教育省における予算査定

国民教育省では、各大学から提出された予算案をもとに、大きく次の二つの方法で各大学の予算の査定を行う。

これらの予算の査定の過程においては、学長会議などの場において各大学長同士が予算の配分について交渉することが一般的である。

① サンレモ方式によるもの

サンレモ方式とは、各大学の学生数や授与学位数、施設面積等に応じて必要な設備やサービスについて一定のモデル予算を作成し、それと各大学の現状を比較して、予算の配分額を定めるといふもの。

最後は交渉の余地が残されているが、ある程度機械的に予算配分が行われる。

② 契約政策によるもの

各大学と国民教育省との間で結ばれる4年間の契約 (contrat d'établissement) に基づいて、おおむね予算総額の20%~25% (国民教育省高等教育担当官へのインタビュー, 2001年2月, 石村・松坂) の割合で配分されるもの。(なお、この契約政策による配分額の大学財政に占める比率については3-4-1(1)⑤を参照のこと。)

これらの予算については、大学に対しては一体のものとして配分され、どちらの方式による配分額かによる執行上の違いはない。(例えば図書館の整備が行われるような場合に、サンレモ方式によって一定の金額が配分されるとともに、契約によっても配分される、など。)

3-5-3. 予算の執行について

各大学では、定められた予算にしたがって学長が予算を執行する。

大きな枠組みである運営費 (fonctionnement) と資本的経費 (capital) を越えての利用はできないが、それぞれの枠組みの中では、大学の判断 (具体的には管理評議会の決定による。) によって自由に支出することができる。

各大学に交付された予算については、どのように執行するかは各大学にすべて委ねられている。これは、国民教育省の担当者によれば、「大学の自治」に基づくものであると強調されていた。(実際には、各大学の作成した当初予算と大きく異なる支出をしている場合には、来年度以降の予算要求において査定に影響が出るのではないかとと思われる。)

予算が消化されない場合には、各大学が保有するファンドに積まれることになる。また、予算が不足する場合には、このファンドから拠出される。

外部からの収入（寄付金等）がある場合でも、国からの予算は減らされることはない。（大学の努力によるものであり、予算の減額は外部資金獲得のインセンティブを失わせることになる（国民教育省高等教育担当官へのインタビュー，2001年2月，石村・松坂）。）